

平成24年度 第2回

長久手市都市計画審議会議案

長久手市都市計画審議会

目 次

議案番号	議 題	頁
1	名古屋都市計画区域区分の変更について (愛知県決定)	1～6
2	名古屋都市計画道路の変更について (愛知県決定)	7～12
3	名古屋都市計画用途地域の変更について (長久手市決定)	13～18
4	名古屋都市計画道路の変更について (長久手市決定)	19～24
5	名古屋都市計画土地区画整理事業の決定について (長久手市決定)	25～30
6	名古屋都市計画下水道の変更について (長久手市決定)	31～36
7	名古屋都市計画生産緑地地区の変更について (長久手市決定)	37～52
8	名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更 について (長久手市決定)	53～56
9	名古屋都市計画地区計画の変更について (長久手市決定)	57～68

1 0	名古屋都市計画都市高速鉄道の変更について (愛知県決定)	6 9 ~ 7 2
1 1	名古屋都市計画公園の変更について (愛知県決定)	7 3 ~ 7 6
1 2	名古屋都市計画公園の変更について (長久手市決定)	7 7 ~ 8 2
1 3	名古屋都市計画緑地の変更について (長久手市決定)	8 3 ~ 8 6
1 4	名古屋都市計画墓園の変更について (長久手市決定)	8 7 ~ 9 0
1 5	名古屋都市計画土地区画整理事業の変更について (長久手市決定)	9 1 ~ 9 3

第 1 号議案

平成24年10月1日付け24長都第167号で長久手市長が諮問した「名古屋都市計画区域区分の変更」について（愛知県決定）

平成24年10月22日提出

長久手市都市計画審議会会長

24長都第167号

平成24年10月 1日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一 平



名古屋都市計画区域区分の変更について（諮問）

このことについて、別添のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

名古屋都市計画区域区分の変更(愛知県決定)

都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」

- 2 人口フレーム

(単位:千人)

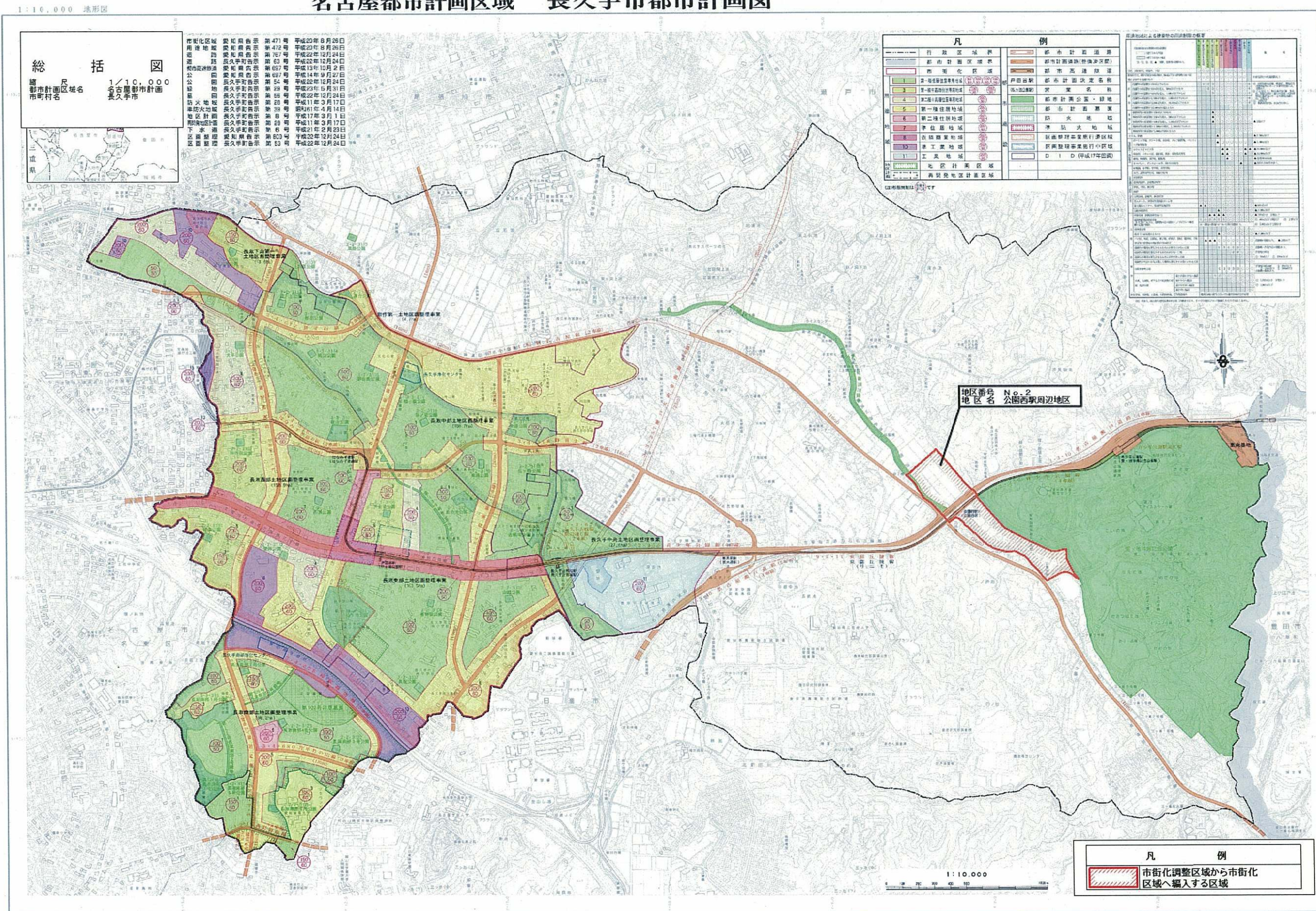
区 分 \ 年 次		平成17年	平成32年
都市計画区域内人口		3,142	—
	市街化区域内人口	2,912	—
	配分する人口	—	—
	保留する人口	—	—
	(特定保留)	—	—
	(一般保留)	—	—

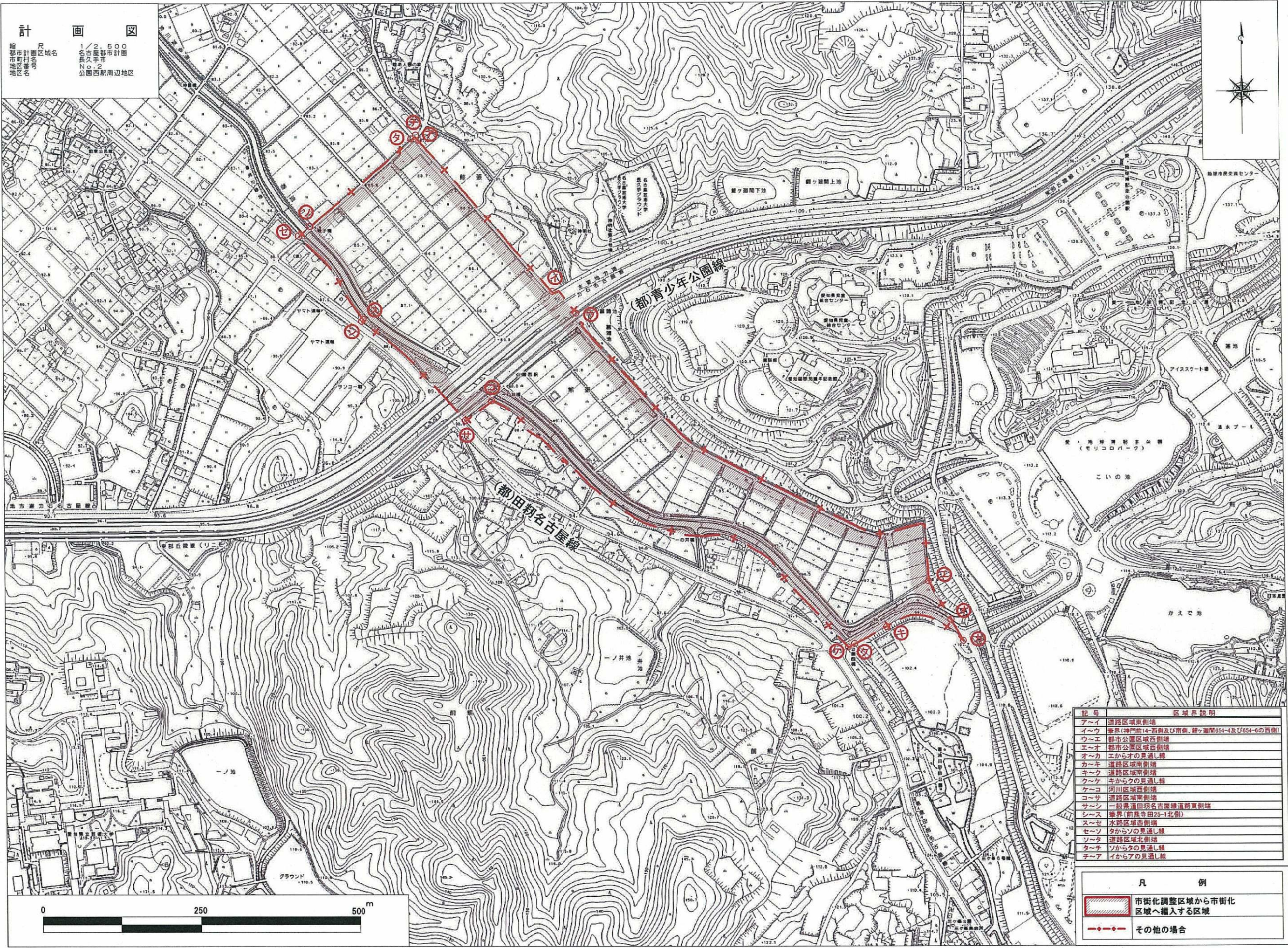
(注)人口フレームは広域都市計画圏で設定しており、一般保留している人口フレームの解除については、随時各都市計画区域に割り付けることとしている。

理 由

- ・ 公園西駅周辺地区は、市街地整備が確実な区域を市街化区域に編入するものである。

平成二十四年一月調製





計 画 図
縮尺 1/2,500
都市計画区域名 長久手市
地区名 公園西側周辺地区

記号	区域界説明
ア～イ	道路区域東側端
イ～ウ	境界(神門前14-西側及び南側、鍵ヶ池間854-4及び854-6の西側)
ウ～エ	都市公園区域西側端
エ～オ	都市公園区域西側端
オ～カ	工からオの見通し線
カ～キ	道路区域南側端
キ～ク	道路区域南側端
ク～ケ	キからクの見通し線
ケ～コ	河川区域西側端
コ～サ	道路区域南側端
サ～シ	一般県道田名古屋線道路東側端
シ～ス	境界(前庭寺田25-1北側)
ス～セ	水路区域西側端
セ～ソ	タからソの見通し線
ソ～タ	道路区域北側端
タ～チ	ソからタの見通し線
チ～ア	イからアの見通し線

凡 例
市街化調整区域から市街化区域へ編入する区域
その他の場合

第 2 号議案

平成24年10月1日付け24長都第168号で長久手市長が諮問した「名古屋都市計画道路の変更」について（愛知県決定）

平成24年10月22日提出

長久手市都市計画審議会会長

24長都第168号

平成24年10月 1日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一



名古屋都市計画道路の変更について（諮問）

このことについて、別添のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

名古屋都市計画道路の変更(愛知県決定)

1. 都市計画道路中1・3・10号名古屋瀬戸道路ほか6路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	1・3・10	名古屋瀬戸道路	日進市 岩崎町 梅ノ木	長久手市 茨ケ廻間	日進市 北新町 東口論義 長久手市 前熊一ノ井	約 6,490m		4車線	24.6m		
	構造形式の内訳		日進市 岩崎町 梅ノ木	日進市 岩崎町 四ッ池		約 760m	嵩上式		26～ 37m		
			日進市 岩崎町 阿良池	日進市 北新町 金萩		約 1,350m	嵩上式		33～ 91m		
			日進市 北新町 金萩	日進市 北新町 福井		約 350m	堀割式		39.5m		
			日進市 北新町 福井	長久手市 茨ケ廻間		約 1,910m	嵩上式		24.6～ 87.3m		
						約 2,120m	地表式		23.5～ 57m		
	その他		なお、日進市岩崎町向イ田地内に出入口を設ける。								起点方向出口、 終点方向入口、 幹線街路日進中 央線に接続
			なお、日進市岩崎町阿良池地内及び北新町八幡西地内にジャンクションを設ける。								第一東海自動車 道に接続
			なお、長久手市岩作床寒地内に出口を設ける。								終点方面幹線街 路愛・地球博記 念公園線に接続
			なお、長久手市岩作中根原地内に入口を設ける。								起点方面幹線街 路愛・地球博記 念公園線に接続
幹線街路	3・2・255	愛・地球博 記念公園線	長久手市 作田一丁目	長久手市 茨ケ廻間	長久手市 武蔵塚	約 6,710m	地表式	4車線	30m	東部丘陵線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路瀬戸大府東海線及び田 和名古屋線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	
	その他		なお、長久手市茨ケ廻間地内に愛・地球博記念公園駅前広場を設ける。								面積約4,500㎡
	3・4・318	御富士線	長久手市 西浦	長久手市 岩作床寒	長久手市 香桶	約 2,670m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差4箇所	
	3・4・335	高根線	長久手市 岩作高山	長久手市 戸田谷	長久手市 西浦	約 2,320m	地表式	2車線	20m	東部丘陵線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	
	3・4・341	長東線	長久手市 岩作長池	長久手市 長配二丁目	長久手市 香桶	約 2,080m	地表式	2車線	20m	東部丘陵線と立体交差 幹線街路と平面交差4箇所	
	3・4・346	はなみずき通り線	長久手市 五合池	長久手市 仲田	長久手市 桜作	約 640m	地表式	2車線	16m	東部丘陵線と立体交差 幹線街路と平面交差2箇所	

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
特殊街路	9・7・11	東部丘陵線	長久手市 塚田	長久手市 茨ヶ廻間	長久手市 武蔵塚	約 7,320m			7.15m		都市モノレール 鉄道
	内 訳		長久手市 塚田	長久手市 久保山		約 770m	地下式				
			長久手市 久保山	長久手市 茨ヶ廻間		約 6,360m	嵩上式				
						約 190m	地表式				

2. 都市計画道路中3・4・291号田舩名古屋線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・291	田舩名古屋線	長久手市 西原	長久手市 岩作三ヶ峯	長久手市 岩作石田	約 7,890m	地表式	2車線	16m	東部丘陵線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路愛・地球博記念公園線と 立体交差 幹線街路と平面交差6箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

- 平成24年1月4日に、長久手町が長久手市となったこと等により、名称(地名を含む。)を変更するものである。
- 長久手市決定の公園西駅南通り線の追加に伴い、周辺地域の円滑な交通処理と良好な都市計画道路のネットワーク形成を図るため、当該路線と交差する計画となる田舩名古屋線について、計画書に記載すべき「道路の構造事項」である「幹線街路との交差箇所数」を変更する。

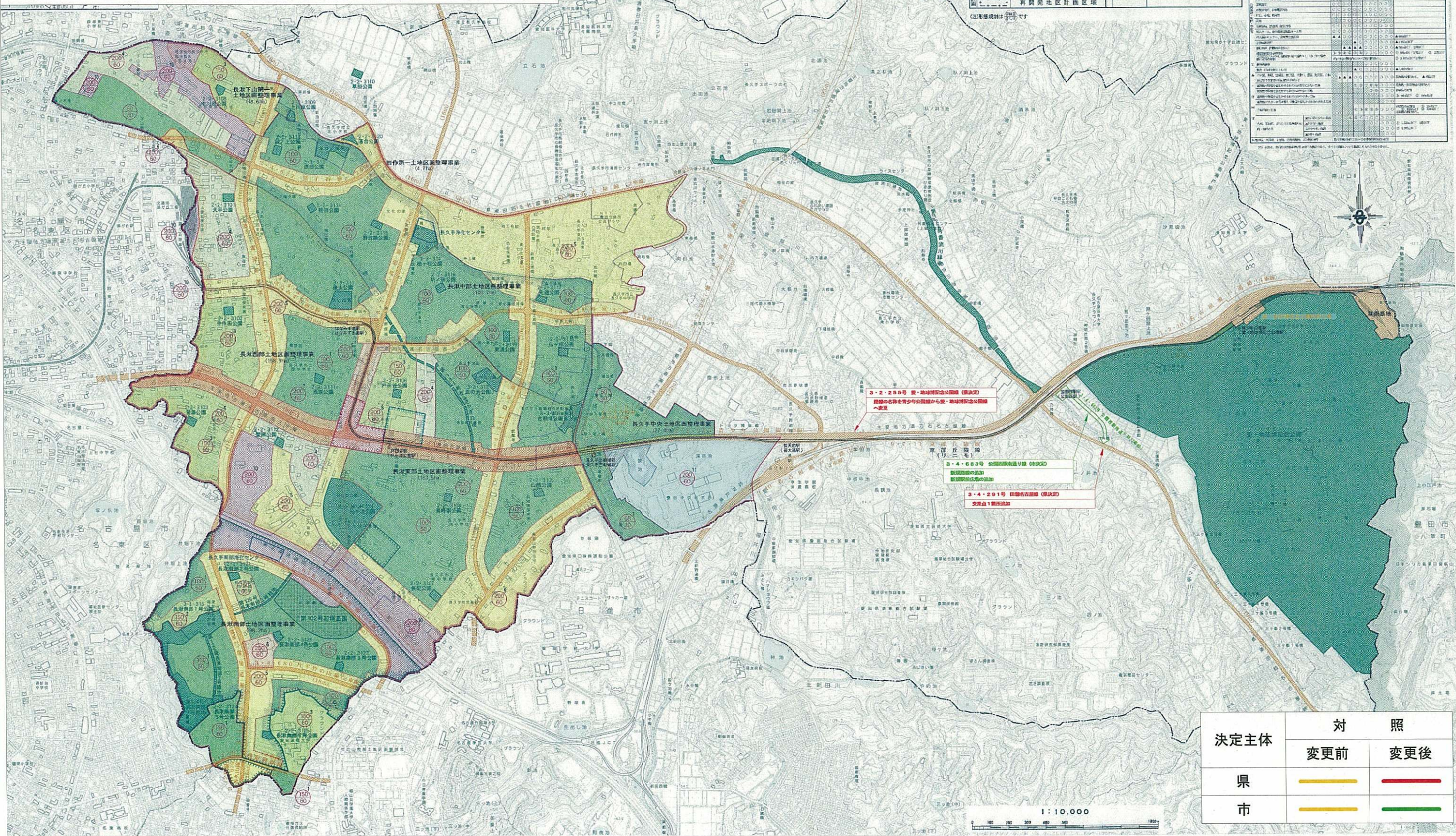
名古屋都市計画道路の変更（愛知県決定）

総括図

3・4・291号 田糲名古屋線

縮尺1/10,000

1



凡 例	
行政区境界	都市計画道路
都市計画区域境界	都市計画道路(整備済区域)
市街化区域	都市計画決定名称
第一種住居地域	戸田谷駅
第二種住居地域	田糲名古屋線
第三種住居地域	都市計画公園・緑地
準住居地域	都市計画基盤
近隣商業地域	防火地域
準工業地域	区画整理事業施行区域
工業地域	区画整理事業施行中区域
地区計画区域	D I D (平成17年度)
再開発地区計画区域	

用途地域による開発許可の用途制限の概要	
用途地域	開発許可の用途制限
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
第三種住居地域	第三種住居地域
準住居地域	準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域
地区計画区域	地区計画区域
再開発地区計画区域	再開発地区計画区域

決定主体	対 照	
	変更前	変更後
県		
市		

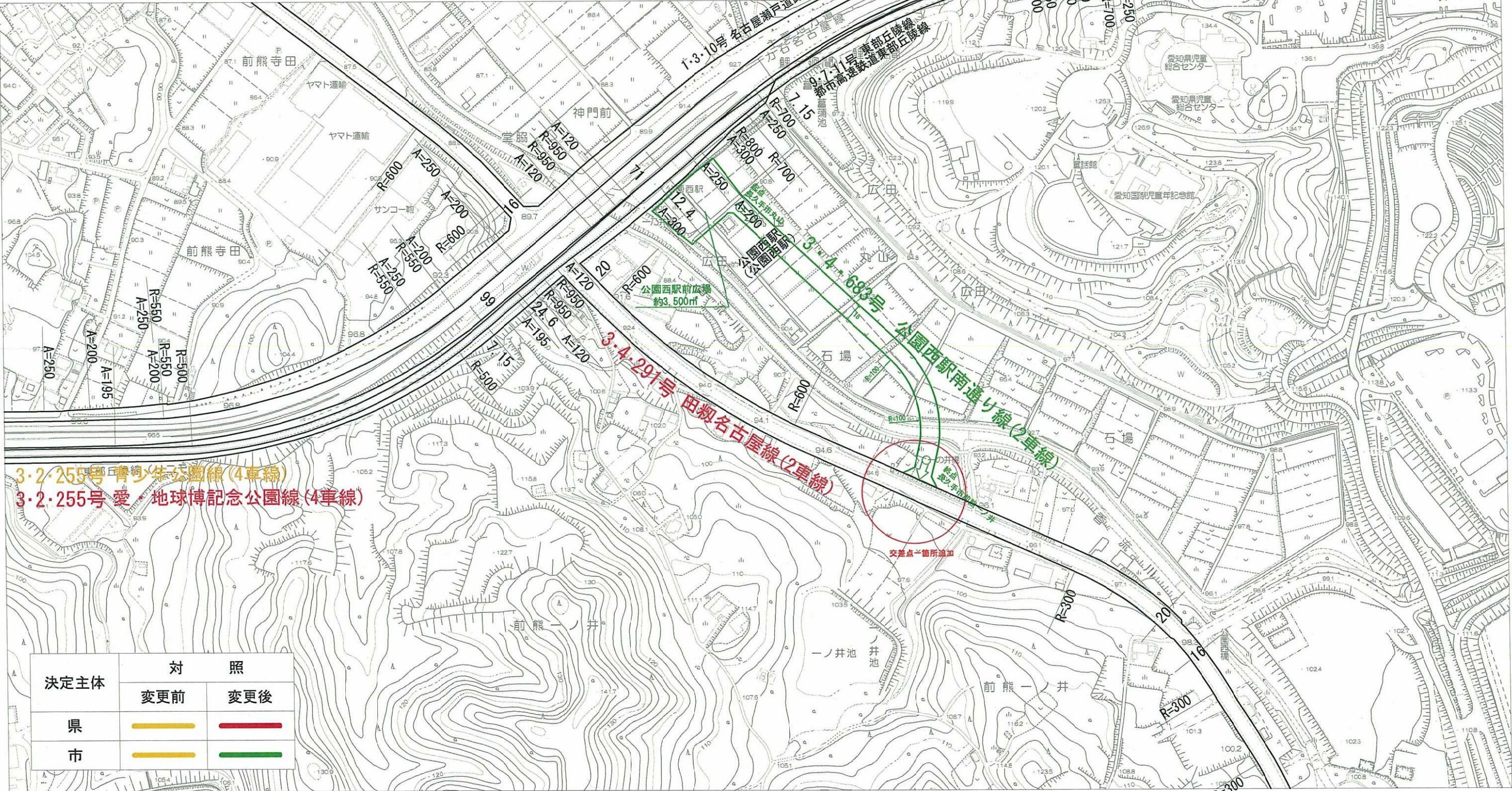
名古屋都市計画道路の変更（愛知県決定）

計画図

3・4・291号 田名古屋線

2

縮尺1/2,500



第 3 号議案

平成24年10月1日付け24長都第169号で長久手市長が付議した「名古屋都市計画用途地域の変更」について（長久手市決定）

平成24年10月22日提出

長久手市都市計画審議会会長

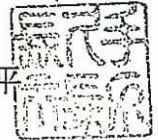
24長都第169号

平成24年10月 1日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一 平



名古屋都市計画用途地域の変更について（付議）

このことについて、別添のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

名古屋都市計画用途地域の変更(長久手市決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建 築 物 の 延べ面積の 敷地面積に 対する割合	建 築 物 の 建築面積の 敷地面積に 対する割合	外 壁 の 後退距離 の 限 度	建 築 物 の 敷地面積の 最低限度	建築物の 高 さ の 限 度	備 考
第一種低層 住居専用地域	約 60 ha	5/10以下	3/10以下	—			
	約 104 ha	10/10以下	5/10以下	—			
	約 132 ha	10/10以下	6/10以下	—	—	10m	40.7%
	約 8.0 ha	15/10以下	6/10以下	—			
小 計	約 304 ha			—			
第二種低層 住居専用地域	—	—	—	—	—	—	—
第一種中高層 住居専用地域	約 54 ha	15/10以下	6/10以下				
	約 13 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	9.0%
小 計	約 67 ha						
第二種中高層 住居専用地域	約 41 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	5.5%
第 一 種 住 居 地 域	約 210 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	28.1%
第 二 種 住 居 地 域	約 6.0 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.8%
準住居地域	約 27 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.6%
近隣商業地域	約 5.1 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	0.7%
商業地域	—	—	—	—	—	—	—
準工業地域	約 54 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	7.2%
工業地域	約 33 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.4%
工業専用地域	—	—	—	—	—	—	—
合 計	約 747 ha						100%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

区域区分の変更に伴い、将来の土地利用計画、土地利用の現況、都市施設の整備状況等を総合的に勘案し、適切な用途地域を定めようとするものである。

1:10,000 地形图





計 画 図
縮尺 1/2,500
区域名 名古屋市西郷地区
地区名 公園西郷地区

記号	区域界説明
ア	道路区域東側
イ	境界(神門前14-西側及び南側、野々間654-4及び654-6の西側)
ウ	都市公園区域西側
エ	都市公園区域西側
オ	エからオの見通し線
カ	道路区域南側
キ	道路区域南側
ク	キからクの見通し線
ケ	河川区域西側
コ	道路区域南側
サ	一般県道田名古屋線道路東側
シ	境界(前野寺田25-1北側)
ス	水路区域西側
セ	タからソの見通し線
ソ	道路区域北側
タ	ソからタの見通し線
チ	イからアの見通し線

凡 例	
	用途地域変更区域
	上段:容積率(%)
	中段:用途地域対応番号-高さ制限(m)
	下段:建ぺい率(%)
緑色	用途地域
1	第一種低層住宅用途地域
	その他の場合

第 4 号議案

平成24年10月1日付け24長都第170号で長久手市長が付議した「名古屋都市計画道路の変更」について（長久手市決定）

平成24年10月22日提出

長久手市都市計画審議会会長

24長都第170号

平成24年10月 1日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一



名古屋都市計画道路の変更について（付議）

このことについて、別添のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

名古屋都市計画道路の変更(長久手市決定)

1. 都市計画道路中3・3・676号長久手古戦場駅前通り線ほか6路線を次のように変更する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・676	長久手古戦場駅前通り線	長久手市 武蔵塚	長久手市 勝入塚	長久手市 菅池	約 370m	地表式	2車線	22m	幹線街路と平面交差1箇所	
	その他		なお、長久手市勝入塚地内に長久手古戦場駅前広場を設ける。								面積約6,000㎡
	3・4・677	猪子石線	長久手市 下山	長久手市 岩作落合	長久手市 段の上	約 1,310m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差2箇所	
	3・4・678	卯塚緑地線	長久手市 根嶽	長久手市 片平	長久手市 卯塚	約 1,260m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・679	香久山線	長久手市 丁子田	長久手市 丁子田	長久手市 丁子田	約 150m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・680	片平竹の山線	長久手市 市ヶ洞	長久手市 片平	長久手市 丁子田	約 610m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・681	高針御嶽線	長久手市 丁子田	長久手市 片平	長久手市 片平	約 480m	地表式	2車線	16m	幹線街路と平面交差1箇所	
	3・4・682	長湫西部線	長久手市 西原	長久手市 丁子田	長久手市 作田二丁目 名古屋市 名東区 猪高町 大字上社字 井堀	約 3,820m	地表式	2車線	16m	東部丘陵線と立体交差 自動車専用道路と立体交差1箇所 幹線街路と平面交差7箇所	

2. 都市計画道路中3・4・683号公園西駅南通り線を追加する。

種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・683	公園西駅南通り線	長久手市 丸山	長久手市 前熊一ノ井	長久手市 石場	約 350m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差1箇所	
	その他		なお、長久手市丸山地内に公園西駅前広場を設ける。								面積約3,500㎡

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

- 平成24年1月4日に、長久手町が長久手市となったことにより、名称(地名を含む。)を変更するものである。
- 公園西駅周辺土地区画整理事業の施行に伴い、交通結節点としての機能集積を図る必要性が生じたため、公園西駅周辺地区の交通体系の見直しを行い、駅周辺の円滑な交通処理と駅利用者の利便性を図るために、公園西駅南通り線、公園西駅前広場の都市計画決定を新たに行うものである。

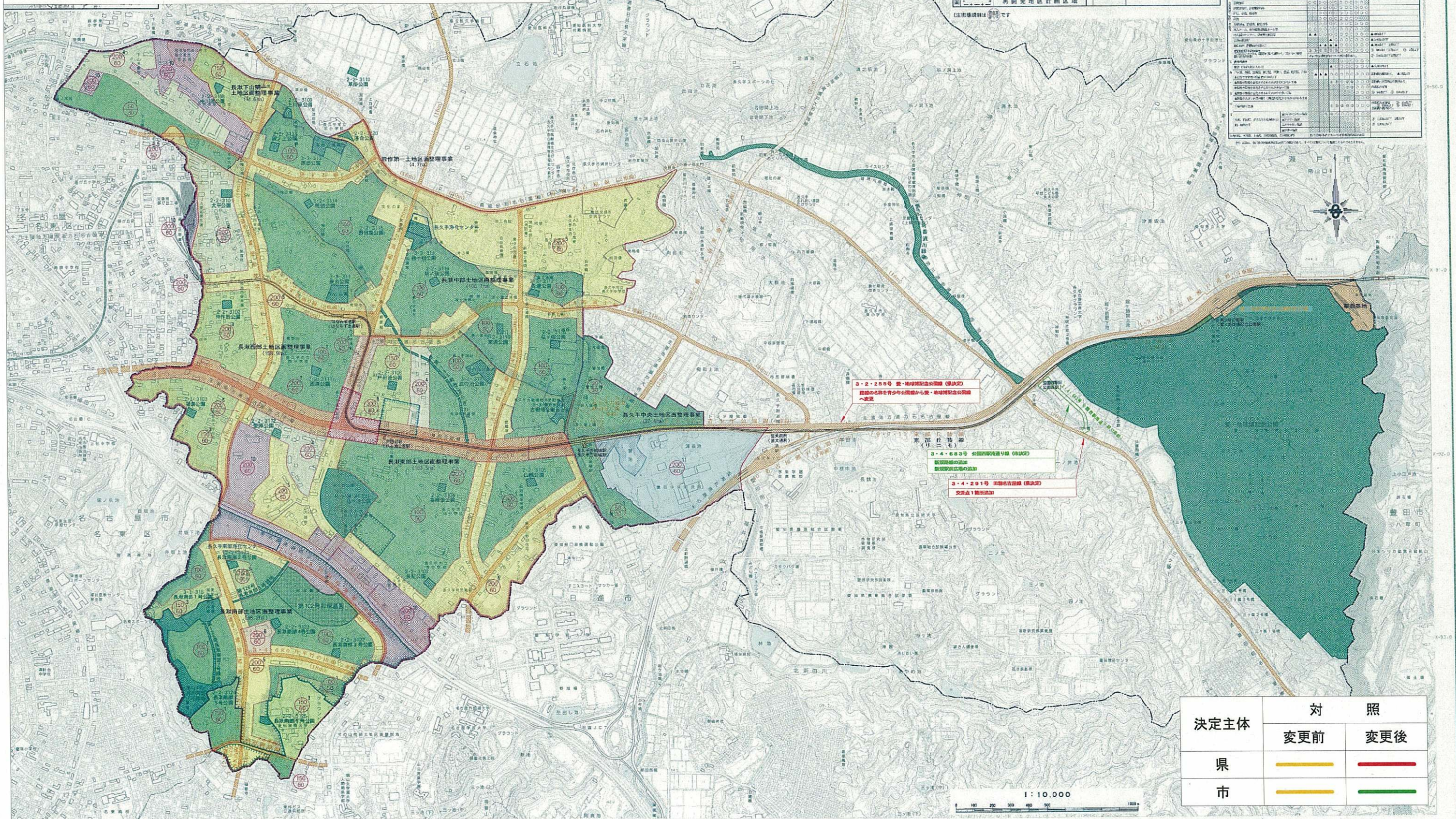
名古屋都市計画道路の変更（長久手市決定）

総括図

3・4・683号 公園西駅南通り線

縮尺1/10,000

1



決定主体	対 照	
	変更前	変更後
県	—	—
市	—	—

縮尺1/2,500



第 5 号議案

平成24年10月1日付け24長都第171号で長久手市長が付議した「名古屋都市計画土地区画整理事業の決定」について（長久手市決定）

平成24年10月22日提出

長久手市都市計画審議会会長

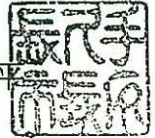
24長都第171号

平成24年10月 1日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一



名古屋都市計画土地区画整理事業の決定について（付議）

このことについて、別添のとおり決定したいので、都市計画法第19条第1項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

名古屋都市計画土地区画整理事業の決定（長久手市決定）

都市計画公園西駅周辺土地区画整理事業を次のように決定する。

名 称		公園西駅周辺土地区画整理事業		
面 積		約 20.6 ha		
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	
		幹 線 街 路	1・3・10	名古屋瀬戸道路
			3・2・255	愛・地球博記念公園線
			3・4・683	公園西駅南通り線
			なお、長久手市丸山地内に公園西駅前広場約 3,500 m ² を設ける。	
	特 殊 街 路	9・7・11	東部丘陵線	
	道路は、周囲の既存道路、計画道路との整合を図るものとし、上記幹線街路を基幹としながら、地区内生活街路となる区画道路（幅員 6m～12m）を適正に配置する。また、歩行者の導線、安全性を確保するため、特殊道路（幅員 4m）を適正に配置する。			
公園及び緑地	種 別	名 称		
	都市計画緑地	第 123 号香流川緑地		
	公園は、計画人口 1 人当たり 3 m ² 以上、かつ地区面積の 3%以上を確保し、誘致距離等に配慮しながら街区公園を適正に配置する。 また、緑地は、県条例「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」の基準に従い、所定の面積以上を確保する。なお、必要面積は、公園のほか調整池の周囲などに植栽を設けて確保する。			
その他の公共施設	市街化に伴う雨水流出量の増加に対処するため、調整池を区域内に 2 箇所配置する。また、雨水排水は、区域内の道路側溝により集水し、道路内に敷設する暗渠により調整池に導く計画とする。			
宅地の整備		街区の規模としては、土地利用計画、従前の土地利用形態等を考慮し適切に配置するとともに各宅地とも原則として道路面よりも高くするよう整備する。		

「施行区域は計画図表示のとおり」

[理由]

公園西駅周辺地区は、「長久手市第5次総合計画」及び「第2次長久手市土地利用基本計画」において、都市高速鉄道東部丘陵線（リニモ）を活かした新しい地域整備を進める地区とされ、また、「長久手市都市計画マスタープラン」においては、商業施設の誘致や周辺施設と連携したにぎわい機能の導入、地域住民の利便性向上に資する交通結節点機能の強化などにより長久手市東部の拠点形成する地区として位置付けられている。

本地区は、駅前広場等の公共施設整備がなされていないため、駅周辺の土地利用が進んでいないが、都市高速鉄道東部丘陵線（リニモ）の開通などにより都市化圧力が増大しており、個別の開発によるスプロール化が懸念されている。

このため、土地区画整理事業により計画的に公共施設の整備を行い、良好な市街地の形成を図るものである。

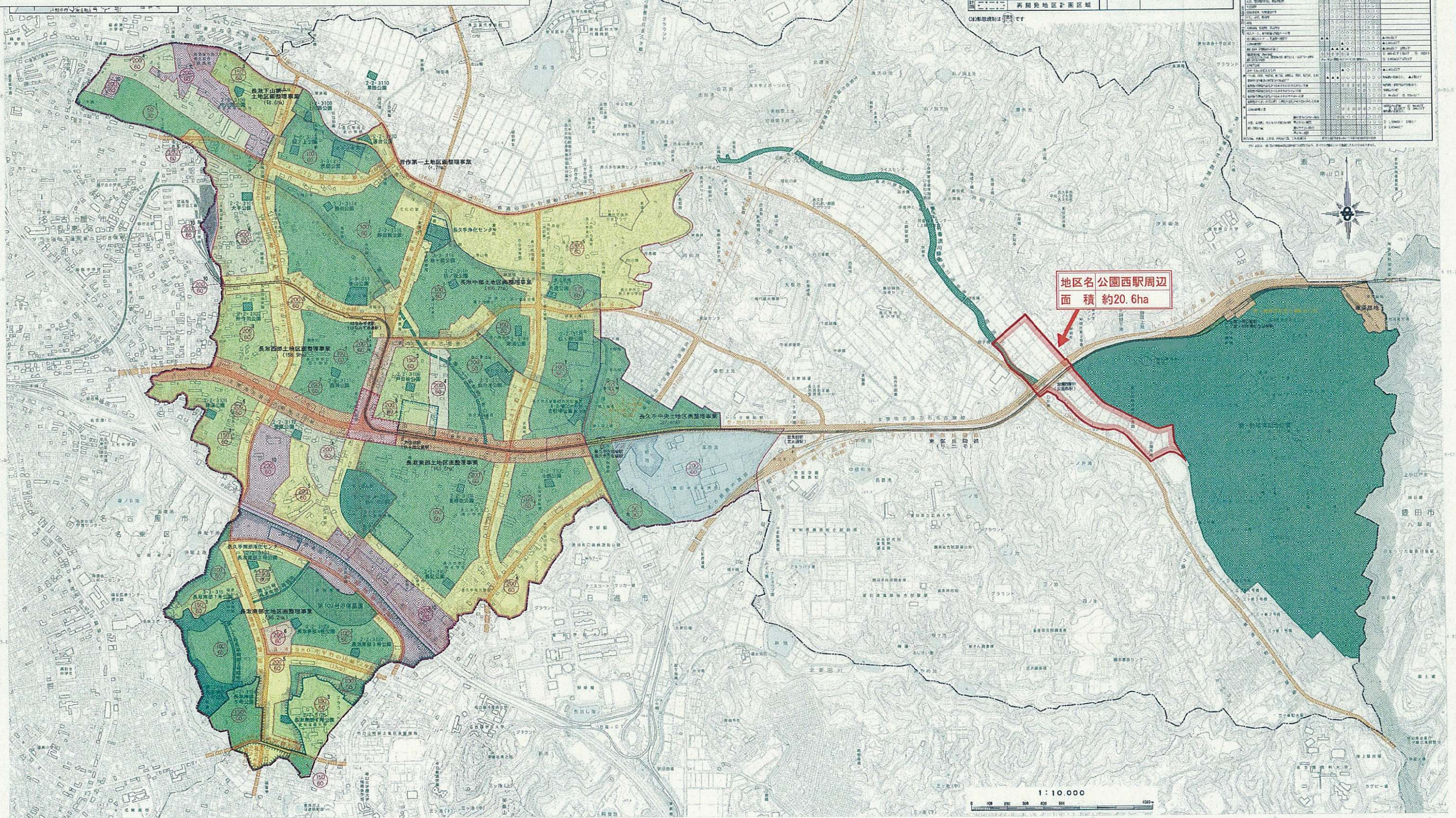
名古屋都市計画 土地区画整理事業

[総括図]

(公園西駅周辺地区)

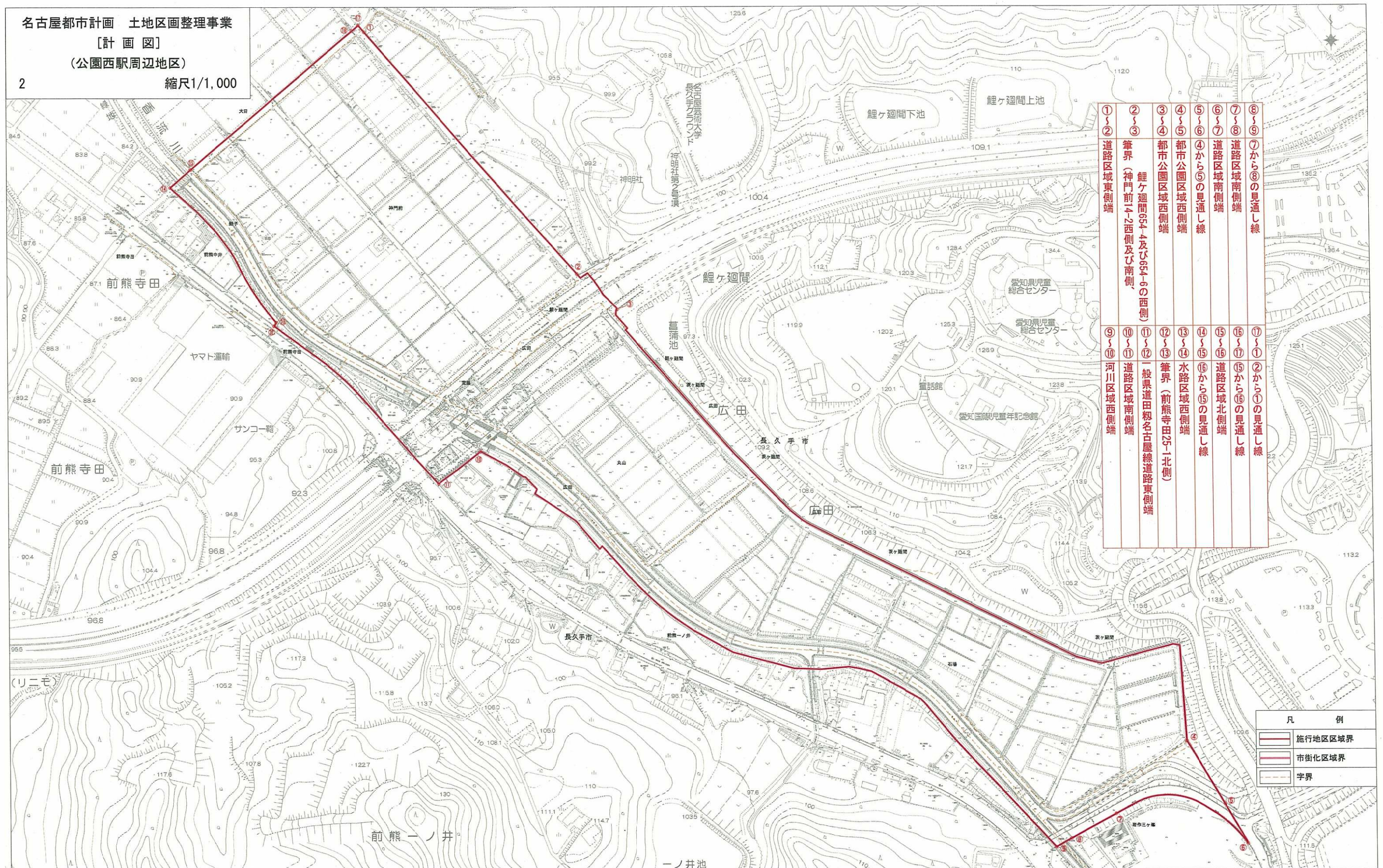
1

縮尺1/10,000



凡 例	
行政区域界	都市計画道路(整備済区域)
都市計画区域界	都市計画決定名称
市街化区域	都市計画公園・緑地
第一種低層住宅専用地域	防火地域
第一種中高層住宅専用地域	準防火地域
第二種住宅地域	都市計画基盤
準工業地域	区画整理事業施行中区域
工業地域	D I D (平成17年度)
地区計画区域	
再開発地区計画区域	

用途地域による建築物の用途制限の概要	
用途地域	建築物の用途制限
第一種低層住宅専用地域	第一種低層住宅専用地域
第一種中高層住宅専用地域	第一種中高層住宅専用地域
第二種住宅地域	第二種住宅地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域
地区計画区域	地区計画区域
再開発地区計画区域	再開発地区計画区域



第 6 号議案

平成24年10月1日付け24長都第172号で長久手市長が付議した「名古屋都市計画下水道の変更」について（長久手市決定）

平成24年10月22日提出

長久手市都市計画審議会会長

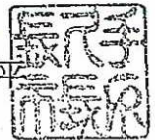
24長都第172号

平成24年10月 1日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一



名古屋都市計画下水道の変更について（付議）

このことについて、別添のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

名古屋都市計画下水道の変更（長久手市決定）

都市計画長久手公共下水道「2. 排水区域」、「3. 下水管渠」及び「4. その他の施設」を次のように変更する。

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

3. 下水管渠

(1) 雨水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
長久手雨水幹線	長久手市仲田	長久手市久保山	

「区域は、計画図表示のとおり」

(2) 汚水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
長久手浄化センター放流渠	長久手市坊の後	長久手市坊の後	

「区域は、計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
長久手中継ポンプ場	長久手市段の上地内	
長久手浄化センター	長久手市坊の後地内	
長久手南部浄化センター	長久手市上井堀及び卯塚地内	

「区域は、計画図表示のとおり」

理 由 書

ア. 都市計画の必要性

長久手公共下水道は、平成 2 年 11 月に名古屋都市計画下水道として都市計画決定を行い、平成 3 年 1 月から事業に着手し、生活環境の改善と水質保全のため、鋭意整備に努めてきた。

今回、都市計画を変更する内容は、石場地区と豊田中央研究所について、排水区域を拡大し、都市の健全な発展に寄与するものである。

イ. 位置・区域の妥当性

石場地区については、今年度、市街化区域として都市計画決定されることとなった。

また、豊田研究所については、従前から市街化区域であったが、飛び市街地であったため、浄化槽で汚水を処理していた。しかし、平成 21 年の市街化区域の拡大（長久手中央地区）によって、当該地区は連続した市街化区域を形成することとなり、下水道で処理することが合理的となった。

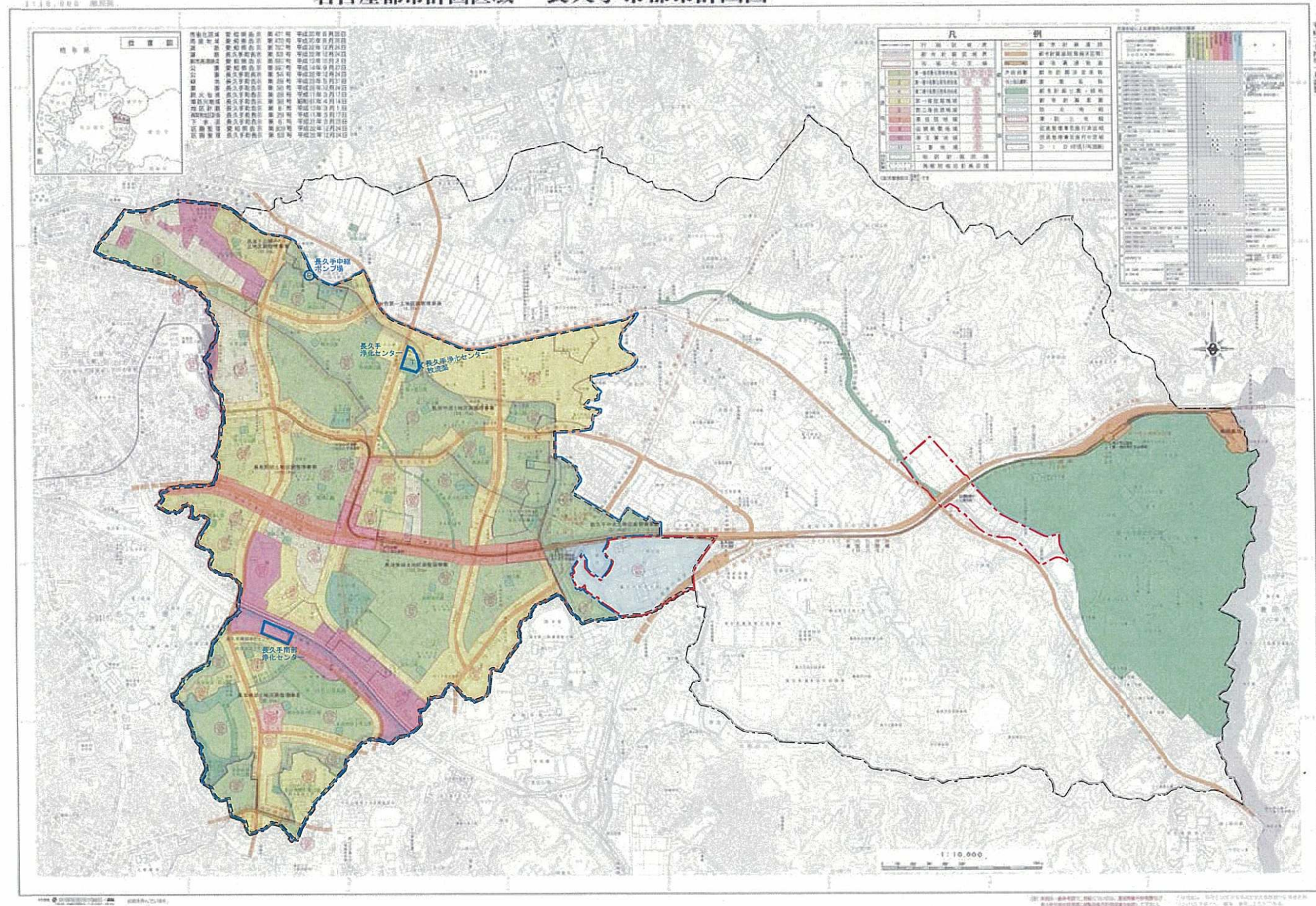
このため、これらの区域について都市計画法第 13 条第 1 項第 11 号 を踏まえ、市街化区域において整備すべき都市施設である下水道の排水区域として拡大する。

ウ. その他

市制移行と土地区画整理事業の換地等による字名の再編により、地名の変更があったため、これを変更する。

名古屋都市計画下水道 長久手公共下水道総括図(汚水)

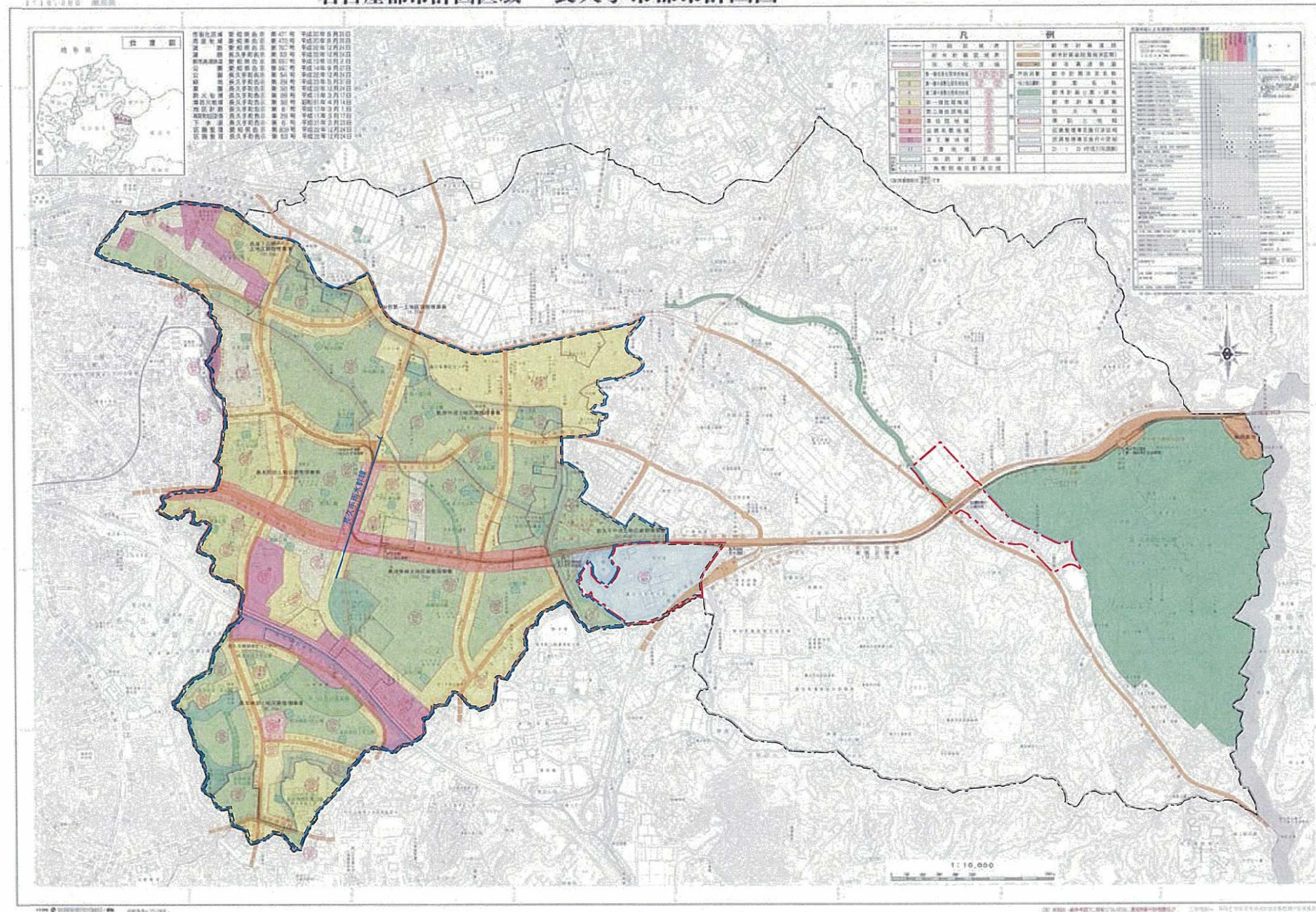
名古屋都市計画区域 長久手市都市計画図



凡 例	
	行政区域界
	市街化区域界
	公共下水道の処理区域界 (変更なし)
	公共下水道の処理区域界 (新規)
	公共下水道の汚水幹線 (変更なし)
	公共下水道の処理施設 (変更なし)
	公共下水道のポンプ施設 (変更なし)
	放流渠及び吐口 (変更なし)

名古屋都市計画下水道 長久手公共下水道総括図(雨水)

名古屋都市計画区域 長久手市都市計画図



凡	例
	行政区域界
	市街化区域界
	公共下水道の排水区域界(変更なし)
	公共下水道の排水区域界(新規)
	公共下水道の雨水幹線(変更なし)
	放流渠及び吐口(変更なし)

第 7 号議案

平成24年10月1日付け24長都第173号で長久手市長が付議した「名古屋都市計画生産緑地地区の変更」について（長久手市決定）

平成24年10月22日提出

長久手市都市計画審議会会長

24長都第173号

平成24年10月 1日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一 平



名古屋都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

このことについて、別添のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

名古屋都市計画生産緑地地区の変更（長久手市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 1.2 h a	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

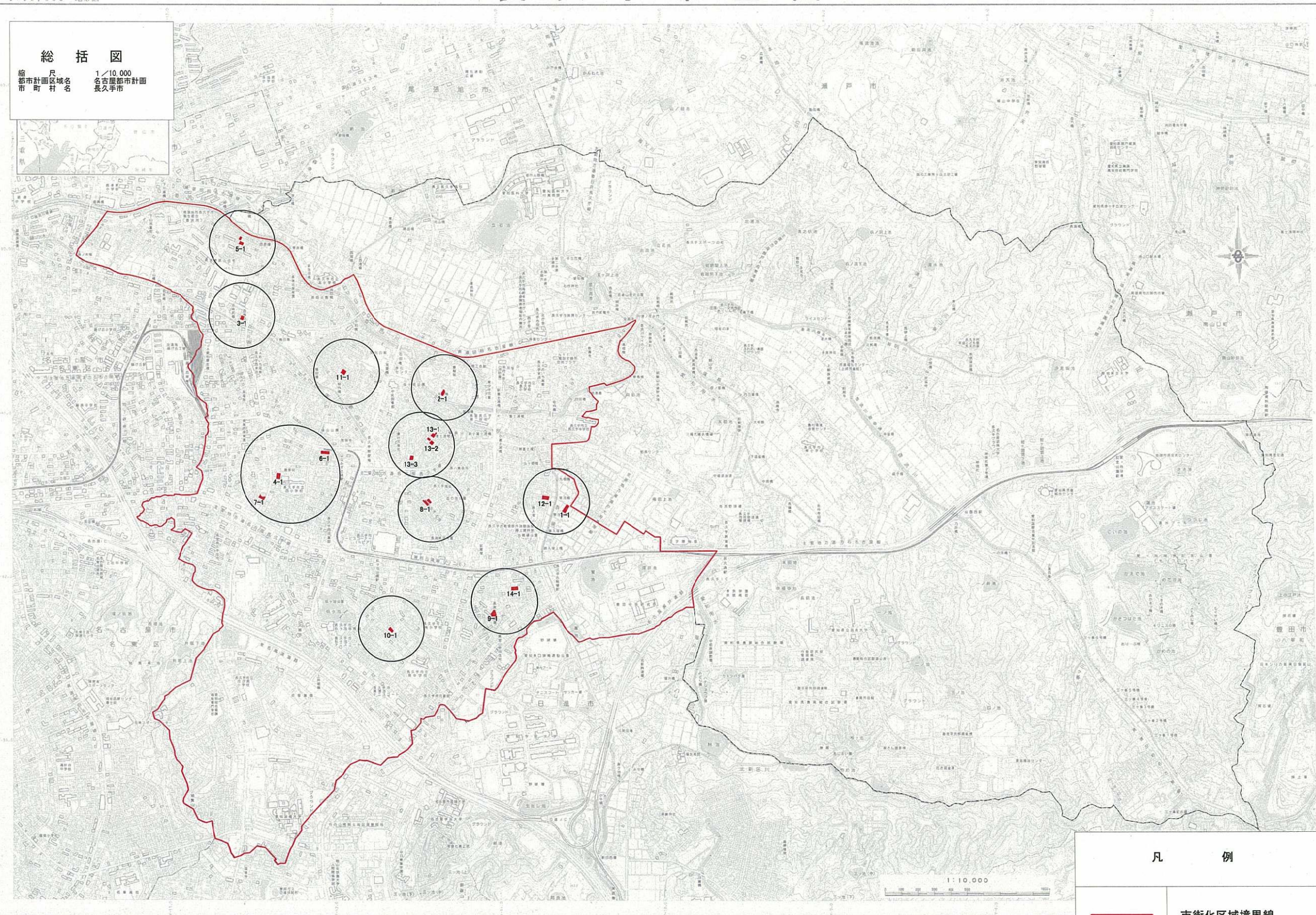
市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地について、生産緑地法の本旨にのっとり生産緑地地区を指定するものである。

長久手市全図

1:10,000 地形図

総括図

縮尺 1/10,000
都市計画区域名 名古屋都市計画
市町村名 長久手市



凡例

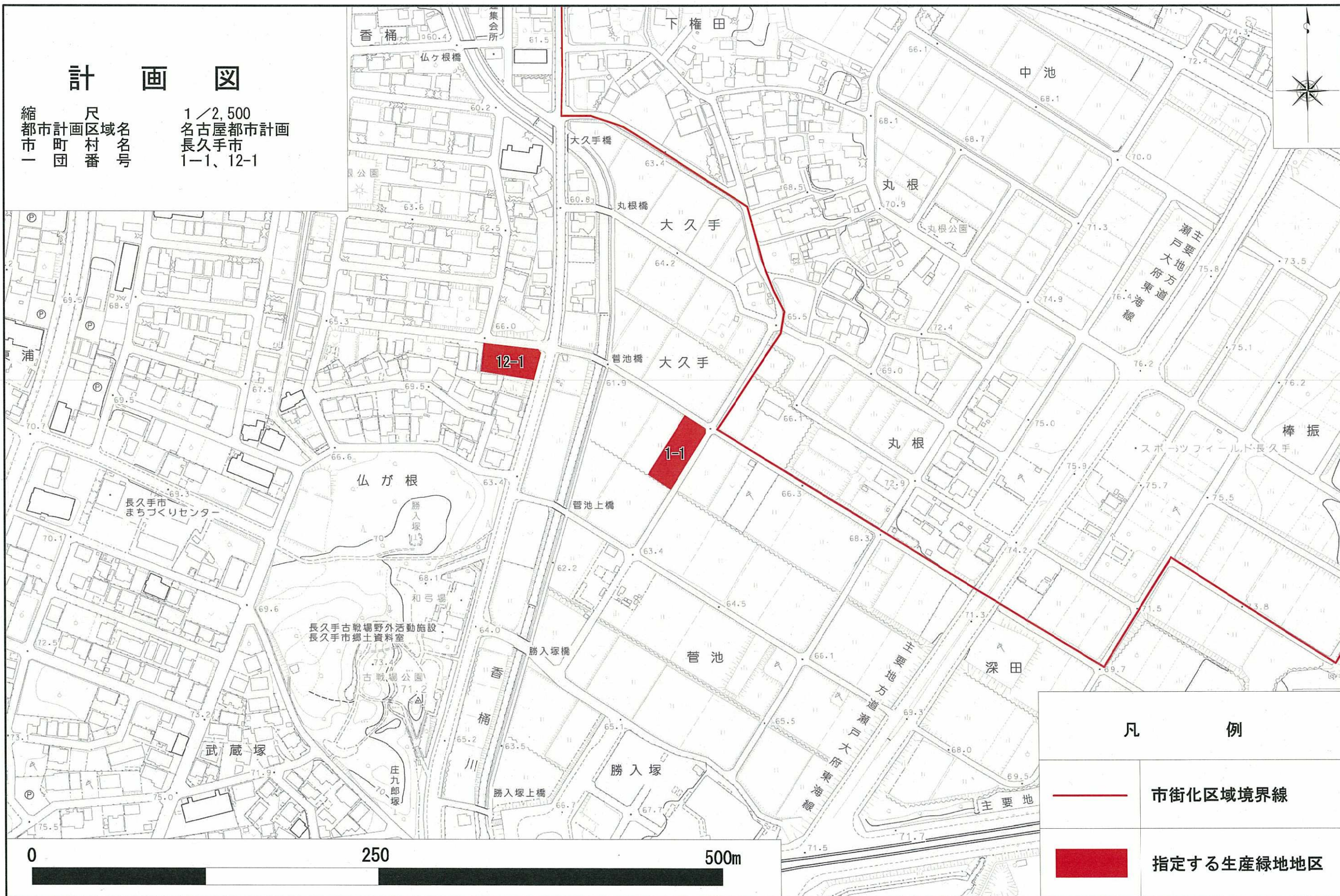
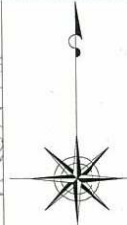
	市街化区域境界線
	指定する生産緑地地区

平成十四年 月製

長久手市役所

計 画 図

縮尺 1/2,500
 都市計画区域 名古屋都市計画
 市 町 村 長久手市
 一 団 番 1-1、12-1



凡 例

	市街化区域境界線
	指定する生産緑地地区

縮都市計画区域名
都市計画町団
市一

尺区
村番

1/2,500
名古屋都市計画
長久手市
2-1



計 画 図

縮尺
都市計画区域
市町村番号
一団番

1/2,500
名古屋都市計画
長久手市
3-1



凡 例

	市街化区域境界線
	指定する生産緑地地区

計 画 図

縮尺 1/2,500
 都市計画区域 名古屋都市計画
 市 町 村 番 号 長久手市
 一 団 番 号 4-1、6-1、7-1



凡 例

	市街化区域境界線
	指定する生産緑地地区

縮都市一
市計画
尺区村番
域名名号

1/2,500
名古屋都市計画
長久手市
5-1



計 画 図

縮尺 1/2,500
 都市計画区域 名古屋都市計画
 市界 町界 村界 長久手市
 一 団 番 8-1

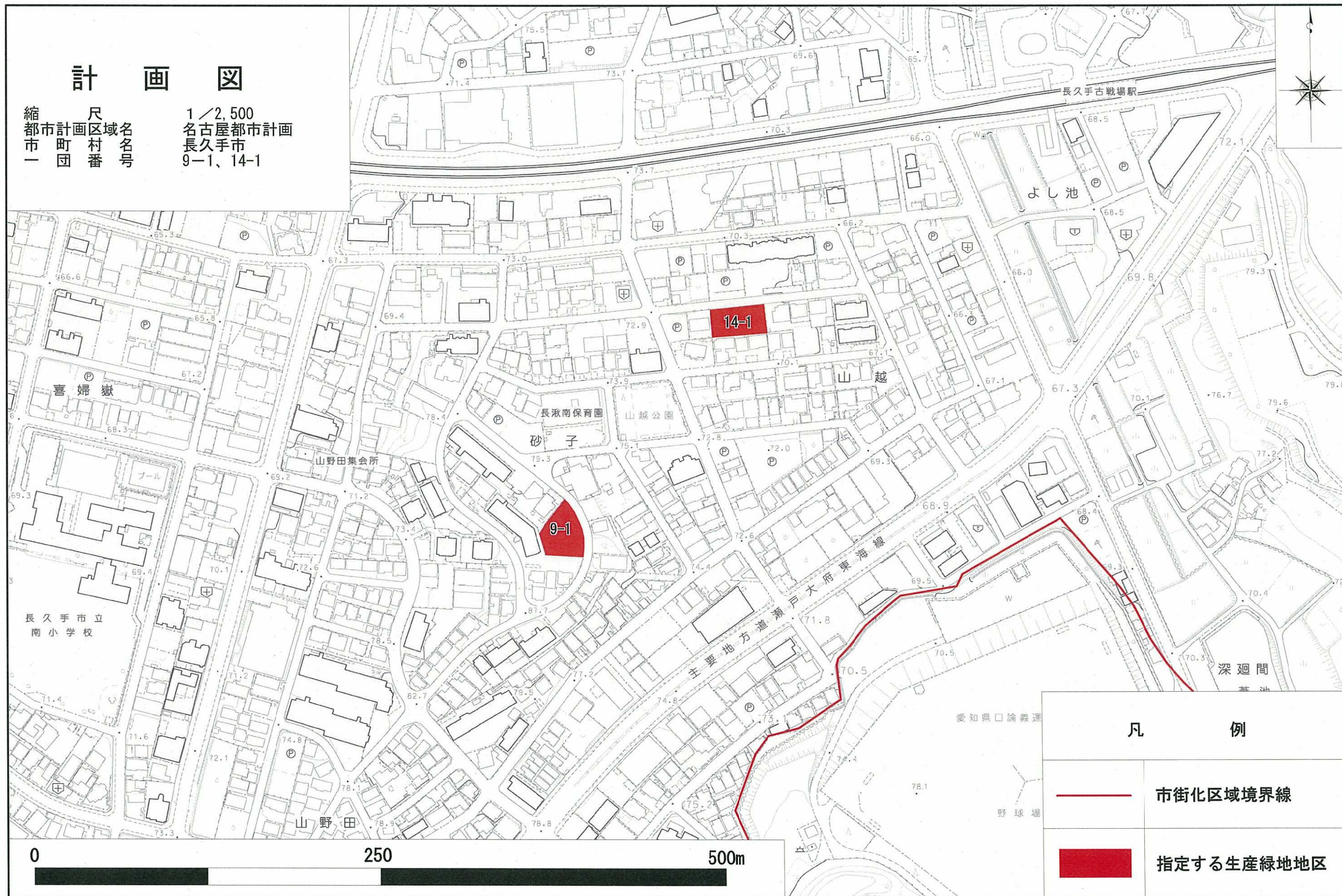


凡 例

	市街化区域境界線
	指定する生産緑地地区

計 画 図

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 名古屋都市計画
 市 町 村 番 号 長久手市
 一 団 番 号 9-1、14-1



凡 例

	市街化区域境界線
	指定する生産緑地地区

計 画 図

縮尺 1/2,500
 都市計画区域 名古屋都市計画
 市 町 村 番 長久手市
 一 団 番 10-1



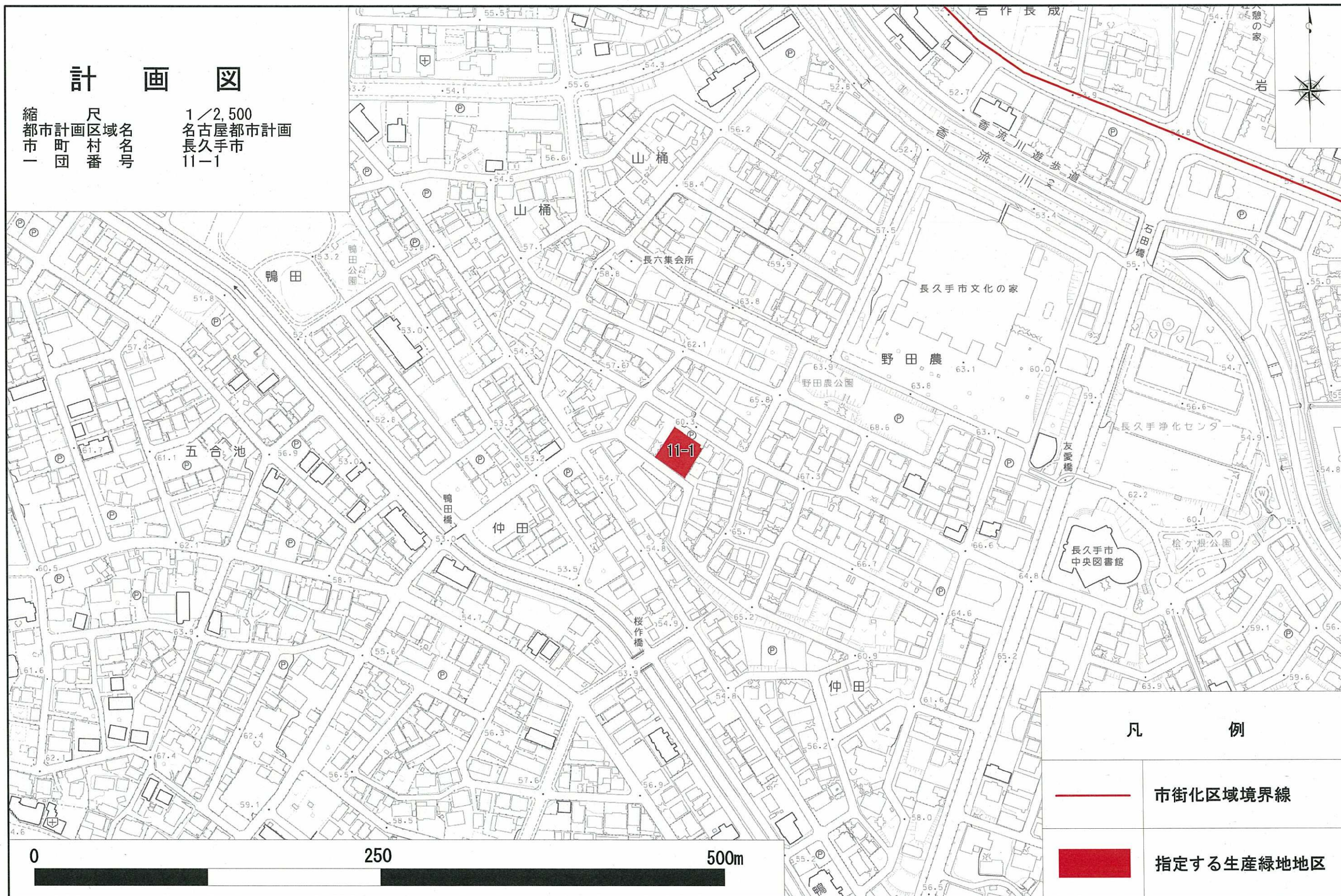
凡 例

	市街化区域境界線
	指定する生産緑地地区

計 画 図

縮尺
都市計画
市町村
一団
区域
名
番号

1/2,500
名古屋都市計画
長久手市
11-1



凡 例

	市街化区域境界線
	指定する生産緑地地区

縮尺 1/2,500
都市計画区域 名古屋都市計画
市町村界 長久手市
一団 番 号 13-1、13-2、13-3



第 8 号議案

平成24年10月1日付け24長都第174号で長久手市長が付議した「名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更」について（長久手市決定）

平成24年10月22日提出

長久手市都市計画審議会会長

24長都第174号

平成24年10月 1日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一 平



名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更について（付議）

このことについて、別添のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

名古屋都市計画防火地域及び準防火地域の変更(長久手市決定)

都市計画防火地域及び準防火地域を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
防火地域	約3.6ha	
準防火地域	約5.1ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

平成24年1月4日に、長久手町が長久手市となったことにより、名称を変更するものである。

第 9 号議案

平成24年10月1日付け24長都第175号で長久手市長が付議した「名古屋都市計画地区計画の変更」について（長久手市決定）

平成24年10月22日提出

長久手市都市計画審議会会長

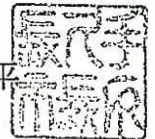
24長都第175号

平成24年10月 1日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一平



名古屋都市計画地区計画の変更について（付議）

このことについて、別添のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

名古屋都市計画地区計画の変更（長久手市決定）

都市計画さつきが丘地区計画を次のように変更する。

名 称		さつきが丘地区計画	
位 置		長久手市長配三丁目の一部	
面 積		約3.1ha	
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	本区域は市の南部に位置し、西側は杵ヶ池公園に接している。長湫東部土地区画整理事業の施行により必要な道路及び宅地の整備が行なわれ、現在一戸建ての緑豊かなゆとりある街区環境が形成され、本市における模範的な住宅地区である。 この良好な街区環境を将来にわたって維持、発展させていくことを本地区計画の目標とする。	
	土地利用の方針	良好な住宅市街地として環境保全を期するため、建築物等の規制、誘導を積極的に推進し、一戸建て住宅を中心とした郊外住宅地にふさわしい良好で緑あふれ、ゆとりある居住環境の形成をはかる。	
	建築物等の整備方針	建築物は一戸建て住宅を中心とした低層住宅地とし、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の高さの最高限度、建築物の壁面の位置の制限、建築物の意匠の制限、かき又はさくの構造の制限を行ない、ゆとりをもった良好な住宅環境の維持、保全をはかる。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途制限	建築物の用途については、次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1) 専用住宅（一戸建て） (2) 一戸建て住宅で延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ、建築基準法施行令第 130 条の 3 第 1 号又は第 6 号に掲げる用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が 25 平方メートルを超えるものを除く。） (3) 公益上必要な建築物で建築基準法別表第 2（い）項第 9 号に掲げるもの (4) 前各号の建築物に付属するもの
		建築物の敷地面積の最低限度	230平方メートル
		建築物の高さの最高限度	9メートル
		建築物の壁面の位置の制限	1. 道路境界線（計画図（その2）に表示するA、B、C、D道路と敷地との境界線に限る。から建築物の外壁又はこれに代る柱の面（以下、「外壁等」という。）までの距離は、2メートル以上とする。 2. 隣地境界線（計画図（その2）に表示するE線に限る。）から外壁等までの距離は、1メートル以上とする。 3. 1、2以外の敷地境界線から外壁等までの距離は、0.75メートル以上とする。

		かき又はさくの構造の制限	かき又はさくは生垣あるいは透視性のあるフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等これに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.6メートル以下のもの、又は門柱にあってはこの限りでない。
		建築物の意匠の制限	屋根及び壁の色彩は、健全な住宅地にふさわしいものとする。

「区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

都市計画丁子田地区計画を次のように変更する。

名 称		丁子田地区計画
位 置		長久手市丁子田の一部
面 積		約2.7ha
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	本区域は市の南西部に位置し、南側は日進市との行政界である。 本地区は土地区画整理事業が進行中の日進市域と北側に土地区画整理事業が予定されている地域に囲まれており、将来、良好な住宅地形成が期待される地区である。 そこで、本地区において、都市計画道路高針御嶽線、香久山線の沿道での秩序ある市街化を計画的に誘導し、合わせて周辺の住環境と調和する良好な市街地形成を図ることを本地区計画の目標とする。
	土地利用の方針	良好な住宅市街地としての発展を期するため、建築物等の規制誘導を積極的に推進し、郊外住宅地にふさわしい良好で緑あふれ、ゆとりある居住環境の形成と合理的な土地利用を図る。
	建築物等の整備方針	建築物の用途の混在化などによる市街地環境の悪化を防止するため、建築物の用途の制限、建物の高さ、壁面の位置の制限を行う。
地区整備計画	建築物等の用途制限	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル又は旅館。 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バッティング練習場。 3. 自動車教習場。 4. 15 m²を超える畜舎。 5. 工場。ただし、建築基準法施行令第 130 条の 5 の 2 第 3 号及び第 4 号に掲げる作業場は除く。
	建築物の高さの最高限度	20メートル
	建築物の壁面の位置の制限	隣地境界線から外壁等までの距離は、0.75 メートル以上とする。

「区域は計画図表示のとおり」

都市計画長湫南部地区計画を次のように変更する。

名 称		長湫南部地区計画
位 置		長久手市 根嶽及び市ヶ洞の各全部 丁子田、片平、卯塚及び上井堀の各一部
面 積		約98.2ha
区域の整備開発又は保全の方針	地区計画の目標	当地区は、長久手市南端部の東名高速道路以南にあり、長久手市役所から南方約2km、東名高速道路名古屋ICからは南東約1kmに位置し、交通利便性が高い上に地区の西側に名古屋市の猪高緑地があることから、自然環境にも恵まれた住宅適地である。 こうした交通利便性と自然環境を活かし、土地区画整理事業により良好な住環境を形成し、質の高い住宅地の供給を図るため道路、公園、緑地等の整備を行う地区である。 そこで、本地区においては建築物の規制誘導を積極的に推進し、良好な居住環境の形成と土地区画整理事業の効果を維持・保全することを目標とする。
	土地利用の方針	当地区を次のように区分し、各地区の土地利用の方針を定める。 1. A地区 低層の戸建て住宅を中心とした良好な住環境の形成を図る。 2. B地区 既存の地形や植生等を活かし、宅地内に緑を多く残した戸建て低層住宅を誘導し、自然環境と共存した住環境の形成を図る。 3. C-1地区 大学、短大、専門学校等や福祉関連施設と住宅地が調和した良好な住環境の形成を図る。 4. C-2地区 周辺の土地利用と調和した良好な住環境の形成を図る。 5. D-1地区 幹線道路に面する利便性を活かした沿道サービス施設等の集積を図ると共に、適正な景観形成を図る。 6. D-2地区 幹線道路に面する利便性を活かした沿道サービス施設等の集積を図ると共に、敷地を接する既存住宅地に配慮した適正な景観形成を図る。 7. D-3地区 幹線道路に面する利便性を活かした沿道サービス施設等の集積を図ると共に、隣接する既存住宅地に配慮した適正な景観形成を図る。 8. D-4地区 幹線道路に面する利便性を活かした沿道サービス施設等の集積及び土地の高度利用を図ると共に、適正な景観形成を図る。 9. E地区 幹線道路に面する利便性を活かした賑わいのある生活利便施設等の集積を図ると共に、適正な景観形成を図る。 10. F-1地区 幹線道路に面する利便性を活かした流通・業務系施設等の集積を図ると共に、隣接する東名高速道路に配慮した環境形成を図る。 11. F-2地区 幹線道路に面する利便性を活かした流通・業務系施設等の集積を図ると共に、適正な景観形成を図る。 12. G地区 小学校・保育園・卯塚墓園・下水道処理場・調整池は適正な緑地空間を確保した公共公益施設として利用する。

区域の整備開発又は保全の方針	地区施設の方針	当地区の道路・公園等の公共施設は土地区画整理事業により整備されるため、これら施設の維持・保全を図る。
	建築物等の整備の方針	各地区ごとの土地利用の方針に従い、良好な住環境及び景観の形成を図る建築物の整備の方針を定める。 1. A地区 低層の戸建て住宅を中心とした良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。 2. B地区 既存の地形や植生等を活かした良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、垣又はさくの構造の制限を行う。 緑地については、敷地面積の20%以上の確保を図ると共に、既存の樹林地については維持・保全に努める。 3. C-1地区 大学、短大、専門学校等や福祉関連施設と住宅地が調和した良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限を行う。 4. C-2地区 周辺の土地利用と調和した良好な住環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又はさくの構造の制限を行う。 5. D-1地区 沿道サービス型機能等の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。 6. D-2地区 沿道サービス型機能等の集積と敷地を接する既存住宅地に配慮した適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。 7. D-3地区 沿道サービス型機能等の集積と隣接する既存住宅地に配慮した適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。 8. D-4地区 沿道サービス型機能等の集積と一定の高度利用を許容しつつ適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 幹線道路沿線は、防災面や景観面を考慮して道路沿線の緑化の推進に努め、良好な街並み形成を図る。 9. E地区 生活利便施設等の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 10. F-1地区 流通・業務系施設等の集積と良好な環境が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。 11. F-2地区 流通・業務系施設等の集積と適正な景観が形成されるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限を行う。

地区の区分	地区の名称	A地区	B地区	C－1地区	C－2地区	D－1地区	D－2地区	D－3地区	D－4地区	E地区	F－1地区	F－2地区			
	地区の面積	約35.0ha	約2.7ha	約8.2ha	約2.6ha	約18.9ha	約0.3ha	約0.5ha	約3.1ha	約2.0ha	約7.9ha	約1.5ha			
地区の区分	建築物等の用途の制限	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 公衆浴場	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 公衆浴場	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 公衆浴場	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 公衆浴場	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル、旅館 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場 3. 公衆浴場 4. 自動車教習所 5. 15㎡を超える畜舎 6. 工場。ただし、建築基準法施行令第130条の5の2第3号及び第4号に掲げる作業場は除く	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル、旅館 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場 3. 公衆浴場 4. 自動車教習所 5. 15㎡を超える畜舎 6. 工場。ただし、建築基準法施行令第130条の5の2第3号及び第4号に掲げる作業場は除く	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル、旅館 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場 3. 公衆浴場 4. 自動車教習所 5. 15㎡を超える畜舎 6. 工場。ただし、建築基準法施行令第130条の5の2第3号及び第4号に掲げる作業場は除く	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル、旅館 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場 3. 公衆浴場 4. 自動車教習所 5. 15㎡を超える畜舎 6. 工場。ただし、建築基準法施行令第130条の5の2第3号及び第4号に掲げる作業場は除く	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル、旅館 2. ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、バレーボール練習場 3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するものの 4. 公衆浴場 5. 自動車教習所 6. 15㎡を超える畜舎	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル、旅館 2. キャンパレー、ダンスホール等 3. 公衆浴場 4. 自動車教習所 5. 15㎡を超える畜舎 5. 建築基準法(以下「法」という)別表第2(リ)項第3号に掲げる事業を営む工場 6. 法別表第2(ぬ)項第1項(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品の貯蔵又は処理に供するもので政令第130条の9(数量は、同条の表中準工業地域欄のもの)で定めるもの 7. 15㎡を超える畜舎	建築物の用途については、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. ホテル、旅館 2. キャンパレー、ダンスホール等 3. 公衆浴場 4. 自動車教習所			
		建築物の敷地面積の最低限度	—	250平方メートル	—	—	—	—	—	—	—	250平方メートル	1,000平方メートル		
		地区の区分	壁面の位置の制限	隣地境界線から外壁等までの距離は、0.75メートル以上とする。ただし、間口が9メートル未満の敷地については、0.5メートル以上とする。									敷地境界線から外壁等までの距離は、2メートル以上とする。ただし、間口が9メートル未満の敷地については、0.5メートル以上とする。		
				建築物等の最高高度	—	—	15メートル	12メートル	20メートル	12メートル	15メートル	30メートル	20メートル		
				建築物等の形態	—	—	—	—	敷地内の公告物又は看板（建築物に設置するものを含む）は、自己の用に供するものに限定する。						
				垣又はさく等の制限	道路、公園又は緑地に接する垣又はさくは、生垣あるいは透視性のあるフェンス、鉄さく等とし、ブロック塀等これに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス類の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.6メートル以下のもの、又は門柱にあってはこの限りでない。										

「区域及び地区の区分は計画図表示のとおり」

(理由)

平成24年1月4日に、長久手町が長久手市となったこと等により、名称（地名を含む。）を変更するものである。

名古屋都市計画地区計画の変更（長久手市決定）

都市計画戸田谷再開発地区計画を次のように変更する。

名 称		戸田谷再開発地区計画				
位 置		長久手市戸田谷の一部				
面 積		約3.6ha				
地区計画の目標		本区域は、本市のほぼ中心に位置し、東西及び南北の幹線道路である（都）愛・地球博記念公園線と（都）高根線との交差点の東に位置し、本市内各地域からの交通の利便性が良い地区である。 こうした立地条件をいかし、買物、食事等の需要に応える複合商業施設の導入だけでなく、オープンスペース等、地域交流の場を提供することにより、地域拠点として土地の合理的な高度利用と都市機能の更新を行い、本市に欠如している個性豊かな魅力的空間の創出を図り、良好な住宅都市としての本市の質を高める。 開発に当たっては、商業核を整備するために民間の開発事業を適切に誘導し、計画的な市街地形成と良好な環境の保全と創造を図る。				
区域の整備、開発及び保全に関する方針		周辺住宅環境と調和した緑化修景を図る。 周辺住民及び施設利用者の安全・快適な歩行空間等を整備する。 地域の商業核施設として、多様な機能を結合させ、人々の交流と賑わいのある空間を創出するような建築物を配置する。また、建築物には、必要かつ十分な駐車スペースを確保する。 建築物の壁面の後退を行い、歩行者空間、空地、緑地の整備を図る。 緑地については、地区幹線道路を除いた区域面積の6％以上の確保を図る。				
再開発等促進区	面積	約3.6ha				
	土地利用に関する基本方針	生活・コミュニティ拠点にふさわしい地区を形成するために、商業、飲食、サービス機能を施設内に取り込んだ商業系複合施設を配置する。 本地区の高度利用を推進するとともに、安全で快適な歩行者空間の創出を図る。また、本地区周辺の地域環境への影響などに配慮したものとする。				
	主要な公共施設の配置及び規模	道路	名称	幅員	延長	配置
			地区幹線道路1号線 （市道長湫東部262号線）	9m	約170m	計画図表示のとおり
			地区幹線道路2号線 （市道長湫東部267号線）	12～14.5m	約160m	計画図表示のとおり
			地区幹線道路3号線 （県道力石名古屋線歩道）	2.4m	約130m	計画図表示のとおり
			地区幹線道路4号線 （市道長湫東部235号線）	11m	約190m	計画図表示のとおり

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		名称	面積	配置
			歩道状空地	約1,490㎡	計画図表示のとおり
			広場状空地	約950㎡	計画図表示のとおり
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 1、専用住宅 2、麻雀屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所 3、ゴルフ練習場、バッティング練習場 4、神社、教会、寺院その他これらに類するもの 5、自動車教習場 6、15㎡を超える畜舎 7、倉庫業を営む倉庫 8、工場。ただし、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が100㎡以内のものは除く。		
		建築物の容積率の最高限度	10分の30		
		建築物の敷地面積の最低限度	1,500㎡ ただし、公益上必要な建築物はこの限りでは無い。		
		壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面又は門若しくはへいは、計画図に示す壁面線を越えて建築してはならない。 ただし、上空に設けられる多数人の通行に供する通路は除く。		
		垣又はさくの構造の制限	かき又はさくを設置する場合は、生垣又は透視可能な構造とする。		

「区域は計画図表示のとおり」

(理由)

平成24年1月4日に、長久手町が長久手市となったこと等により、名称（地名を含む。）を変更するものである。

第 10 号議案

平成24年10月1日付け24長都第176号で長久手市長が諮問した「名古屋都市計画都市高速鉄道の変更」について（愛知県決定）

平成24年10月22日提出

長久手市都市計画審議会会長

24長都第176号

平成24年10月 1日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一



名古屋都市計画都市高速鉄道の変更について（諮問）

このことについて、別添のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

名古屋都市計画都市高速鉄道の変更(愛知県決定)

都市計画都市高速鉄道中東部丘陵線を次のように変更する。

名称		位 置			区 域	構造		備 考
番号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	地表式の区間における幹 線街路等との交差の構造	
	東部丘陵線	長久手市 塚田	長久手市 茨ヶ廻間	長久手市 武蔵塚	約 7,320m			線路線数2
	内 訳	長久手市 塚田	長久手市 久保山		約 770m	地下式		
		長久手市 久保山	長久手市 茨ヶ廻間		約 6,360m	嵩上式		
					約 190m	地表式		
		なお、長久手市久保山地内にはなみずき通駅を設ける。 なお、長久手市戸田谷地内に杵ヶ池公園駅を設ける。 なお、長久手市勝入塚地内に長久手古戦場駅を設ける。 なお、長久手市岩作床寒地内に芸大通駅を設ける。 なお、長久手市丸山地内に公園西駅を設ける。 なお、長久手市茨ヶ廻間地内に愛・地球博記念公園駅を設ける。 なお、長久手市茨ヶ廻間地内に車両基地を設ける。						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

平成24年1月4日に、長久手町が長久手市となったこと等により、名称(地名を含む。)を変更するものである。

第 11 号議案

平成24年10月1日付け24長都第177号で長久手市長が諮問した「名古屋都市計画公園の変更」について（愛知県決定）

平成24年10月22日提出

長久手市都市計画審議会会長

24長都第177号

平成24年10月 1日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一 平



名古屋都市計画公園の変更について（諮問）

このことについて、別添のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、貴審議会に諮問します。

名古屋都市計画公園の変更(愛知県決定)

都市計画公園中9・6・1号愛・地球博記念公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
広域公園	9・6・1	愛・地球博記念公園	長久手市 茨ヶ廻間、 鯉ヶ廻間、 石場、 広田、 岩作三ヶ峯	約194.2ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

平成24年1月4日に、長久手町が長久手市となったことにより、名称(地名)を変更するものである。

第 12 号議案

平成24年10月1日付け24長都第178号で長久手市長が付議した「名古屋都市計画公園の変更」について（長久手市決定）

平成24年10月22日提出

長久手市都市計画審議会会長

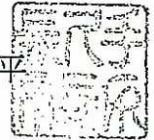
24長都第178号

平成24年10月 1日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一 平



名古屋都市計画公園の変更について（付議）

このことについて、別添のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

名古屋都市計画公園の変更(長久手市決定)

都市計画公園中2・2・3101号大平公園ほか31公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	2・2・3101	大平公園	長久手市平池	約0.27ha	
街区公園	2・2・3102	仲作田公園	長久手市作田二丁目	約0.22ha	
街区公園	2・2・3103	猪洞公園	長久手市熊田	約0.24ha	
街区公園	2・2・3104	喜婦嶽公園	長久手市喜婦嶽	約0.17ha	
街区公園	2・2・3105	山越公園	長久手市砂子	約0.20ha	
街区公園	2・2・3106	戸田谷公園	長久手市戸田谷	約0.20ha	
街区公園	2・2・3107	長配公園	長久手市長配二丁目	約0.25ha	
街区公園	2・2・3108	中川原公園	長久手市上川原	約0.22ha	
街区公園	2・2・3109	上川原公園	長久手市段の上	約0.19ha	
街区公園	2・2・3110	草掛公園	長久手市東原	約0.20ha	
街区公園	2・2・3111	西洞公園	長久手市久保山	約0.21ha	
街区公園	2・2・3112	蟹原公園	長久手市蟹原	約0.20ha	
街区公園	2・2・3113	段ノ上公園	長久手市段の上	約0.21ha	
街区公園	2・2・3114	鴨田公園	長久手市鴨田	約0.15ha	
街区公園	2・2・3115	野田農公園	長久手市野田農	約0.19ha	
街区公園	2・2・3116	坊ノ後公園	長久手市坊の後	約0.20ha	
街区公園	2・2・3117	先達公園	長久手市先達	約0.16ha	
街区公園	2・2・3118	仏ヶ根公園	長久手市仏が根	約0.20ha	
街区公園	2・2・3119	東浦公園	長久手市東浦	約0.20ha	

街区公園	2・2・3120	落合公園	長久手市岩作落合	約0.18ha	
街区公園	2・2・3121	長湫南部2号公園	長久手市上井堀、市ヶ洞	約0.20ha	
街区公園	2・2・3122	長湫南部3号公園	長久手市片平	約0.20ha	
街区公園	2・2・3123	長湫南部4号公園	長久手市市ヶ洞	約0.20ha	
街区公園	2・2・3124	長湫南部5号公園	長久手市丁子田	約0.20ha	
街区公園	2・2・3125	長湫南部6号公園	長久手市丁子田	約0.20ha	
近隣公園	3・3・311	後山公園	長久手市桜作	約1.00ha	
近隣公園	3・3・312	血の池公園	長久手市城屋敷	約1.00ha	
近隣公園	3・3・313	原邸公園	長久手市原邸	約1.00ha	
近隣公園	3・3・314	桧ヶ根公園	長久手市坊の後	約1.60ha	
近隣公園	3・3・315	長湫南部1号公園	長久手市根嶽、市ヶ洞	約2.00ha	
地区公園	4・4・211	杵ヶ池公園	長久手市杵ヶ池	約7.32ha	
特殊公園	8・3・103	古戦場公園	長久手市武蔵塚	約1.13ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

平成24年1月4日に、長久手町が長久手市となったことにより、名称（地名）を変更するものである。

第 13 号議案

平成24年10月1日付け24長都第179号で長久手市長が付議した「名古屋都市計画緑地の変更」について（長久手市決定）

平成24年10月22日提出

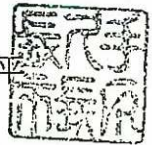
長久手市都市計画審議会会長

24長都第179号

平成24年10月 1日

長久手市都市計画審議会長
瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一 平



名古屋都市計画緑地の変更について（付議）

このことについて、別添のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

名古屋都市計画緑地の変更(長久手市決定)

都市計画緑地中111号せせらぎの径ほか4緑地を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
緑地	111	せせらぎの径	長久手市 氏神前、城屋敷、西浦	約0.74ha	
緑地	123	香流川緑地	長久手市 中井、下田、平地、 小稲葉、大日、榎ノ下、 蛭子、堂脇、真行田、 郷前、前熊志水、 前熊橋ノ本、前熊寺田、 前熊一ノ井、前熊溝下、 前熊中井、前熊下田	約6.4ha	
緑地	124	長湫南部1号緑地	長久手市 根嶽、市ケ洞、丁子田	約5.10ha	
緑地	125	長湫南部2号緑地	長久手市 市ケ洞、丁子田	約0.48ha	
緑地	126	長湫南部3号緑地	長久手市 卯塚、市ケ洞	約0.31ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

平成24年1月4日に、長久手町が長久手市となったことにより、名称（地名）を変更するものである。

第 14 号議案

平成24年10月1日付け24長都第180号で長久手市長が付議した「名古屋都市計画墓園の変更」について（長久手市決定）

平成24年10月22日提出

長久手市都市計画審議会会長

24長都第180号

平成24年10月 1日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一 平



名古屋都市計画墓園の変更について（付議）

このことについて、別添のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

名古屋都市計画墓園の変更(長久手市決定)

都市計画墓園102号卯塚墓園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
墓園	102	卯塚墓園	長久手市卯塚	約7.40ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

平成24年1月4日に、長久手町が長久手市となったことにより、名称（地名）を変更するものである。

第 15 号議案

平成24年10月1日付け24長都第181号で長久手市長が付議した「名古屋都市計画土地区画整理事業の変更」について（長久手市決定）

平成24年10月22日提出

長久手市都市計画審議会会長

24長都第181号

平成24年10月 1日

長久手市都市計画審議会長

瀬口哲夫 殿

長久手市長 吉田 一 平



名古屋都市計画土地区画整理事業の変更について（付議）

このことについて、別添のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、貴審議会に付議します。

名古屋都市計画土地区画整理事業の変更(長久手市決定)

都市計画長久手中央土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		長久手中央土地区画整理事業			
面 積		約 2 7 . 4 ha			
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称		これらについては別に都市計画において定めるとおりとする。
		幹線街路	3 ・ 3 ・ 2 5 7 瀬戸大府東海線		
			3 ・ 3 ・ 6 7 6 長久手古戦場駅前通り線		
			なお、長久手市勝入塚地内に長久手古戦場駅前広場約6, 500㎡を設ける。		
			上記幹線街路を基幹とし、地区内生活街路となる区画道路（幅員 4 m ～ 1 6 m）を適正に配置する。 また、歩行者の導線、安全性を確保するため、特殊道路（幅員 6 m ～ 1 0 m）を適正に配置する。		
	公園及び緑地	種 別	名 称		地区面積の 3 % 以上の街区公園を、誘致距離等に配慮しながら適正に配置する。 また、緑地については、調整池の周囲などに植栽を設けて必要面積を確保する。
		—	—		
	その他の公共施設	種 別	名 称		
		—	—		
宅地の整備		街区の規模としては、土地利用計画、従前の土地利用形態等を考慮し適切に配置するとともに各宅地とも原則として道路面よりも高くするよう整備する。			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理由

平成24年1月4日に、長久手町が長久手市となったことにより、名称(地名を含む。)を変更するものである。